

地域観光事業支援「もっと観光みえ ver.2」 Q&A

2021年7月10日改定

<対象の旅行業者・宿泊及び観光施設>

(Q) 利用したい旅行業者はどのように確認できますか。

(A) サイトに登録事業者の名称と所在地(市・郡)一覧を掲載しますので、ご確認ください。

ホームページアドレス(7月初旬公開予定) <http://www.anta-mie.jp>

(Q) 対象となる宿泊施設や観光施設はどこですか？

(A) 県内の宿泊観光施設で感染症予防対策を徹底している施設に限られます。また宿泊施設は三重県から旅館業法の許可を受けている宿泊施設に限ります。また、「みえ得トラベル地域応援クーポン」の取扱店も対象となりますが、申込を行う旅行業者で予約手配の可能な観光・食事・宿泊施設に限ります。詳しくは指定の旅行会社にお尋ねください。

「みえ得トラベル地域応援クーポン」取扱店は以下の URL で確認できます

<https://premium-gift.jp/mie>

(Q) 旅行会社を介さず宿泊施設を予約して現地で支払いをする場合、助成金の対象になりますか？

(A) 助成金の支給対象外です。また、旅行会社を介して手配した旅行であっても現地で支払いする場合は助成金の支給対象外です。

<対象期間>

(Q) いつまでの旅行が対象ですか？

(A) 日帰り旅行は7月8日(木)以降に予約/販売を開始し、令和3年7月8日(木)以降に始まり令和3年8月31日(火)までに終了する旅行が対象です。宿泊を伴う旅行は7月8日(木)以降に予約/販売を開始し、令和3年7月8日(木)～令和3年8月31日(火)以降に始まり、令和3年9月1日(水)までに終了(チェックアウト)する旅行が対象です。

(Q) 販売開始の7月8日より前に対象期間(令和3年7月8日～令和3年8月31日)の日帰り旅行を申し込んでいます。助成の対象となりますか？

(A) 対象外です。7月8日(木)以降にご予約申込が成立した旅行が対象となります。

(Q) 対象期間(令和3年7月8日～令和3年8月31日)より前に旅行に行きました。遡及して対象となりますか？

(A) 対象外です。令和3年7月8日以降に販売され、且つ、令和3年7月8日から令和3年8月31日以降に始まり、令和3年9月1日(水)までに終了(チェックアウト)する旅行が対象です。

(Q) 予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか。

(A) 予算が無くなり次第事業は終了となります。尚、観光庁又は三重県からの指示で事業の途中であっても突然終了することや、事業期間が延長になる場合もあります。

<県内在住要件>

(Q) どのように三重県民(県内居住者)であることを確認するのですか。

(A) 予約時にお申し込みの旅行会社で現住所が確認できる証明書等により確認します。旅行会社窓口での予約時には、代表者等の現住所が確認できる証明書で確認します。電話での予約の際には、現住所が確認できる証明書をメール又は FAX 等で頂き、確認します。

- (Q) 旅行予約時点では、県内に在住していたが、旅行当日には県外へ転居した場合、助成の対象になりますか？
- (A) 対象外です。本事業は、三重県民が三重県内を旅行する商品が対象ですので、あくまで予約時と利用時点で三重県民であることが必要です。
- (Q) 団体の場合は代表者が三重県民であればいいのでしょうか？
- (A) 対象となるのは県内在住の方のみです。旅行会社に於いて、参加者全員から身分証明書等の提示を受けるなどして三重県民であることを確認するようお願いいたします。

<旅行代金>

- (Q) 助成額は定額ですか。
- (A) そのとおりです。割引前の旅行代に応じて助成額は以下のようになります。

助成対象になる旅行	助成金額とクーポン額
ひとり 5,000 円(税込)以上の <u>日帰り旅行</u>	1 人につき 2,500 円割引とクーポン 2,000 円分
ひとり 10,000 円(税込)以上の <u>日帰り旅行</u>	1 人につき 5,000 円割引とクーポン 2,000 円分
ひとり 1 泊 5,000 円(税込)以上の <u>宿泊旅行</u>	1 人 1 泊につき 2,500 円割引とクーポン 2,000 円分
ひとり 1 泊 10,000 円(税込)以上の <u>宿泊旅行</u>	1 人 1 泊につき 5,000 円割引とクーポン 2,000 円分

- (Q) 1 人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？
- (A) 消費税・サービス料込みの価格です。入湯税も含まれます。
- (Q) 対象となる旅行商品の価格に制限はありますか？
- (A) 宿泊旅行：助成前の価格（税込）が、1 人につき 1 泊あたり、5,000 円以上であることが要件です。
日帰り旅行：助成前の価格（税込）が、1 人につき 1 回あたり、5,000 円以上であることが要件です。
- (Q) 大人 2 人と、乳児（旅行代金は 0 円） 1 人の計 3 人で旅行する場合、助成はどのようにになりますか？
- (A) 旅行代金がかからない乳児等は助成の対象になりません。上記の場合、大人 2 名の旅行代金に対して 2 名分の助成となります。
- (Q) 子供料金が設定されており、大人 2 人（ひとり 10,000 円）と子供 1 人（7,000 円）で宿泊旅行する場合には、どうなりますか？
- (A) この場合、大人ひとり 5,000 円×2 名の割引と子供ひとり 2,500 円の割引が適用となり、旅行代金の支払いは(27,000 円-12,500 円)合計 14,500 円で、クーポンが 6,000 円分(2,000 円×3 名分)付与されます。
- (Q) 1 部屋貸ししている宿泊（ルームチャージ：一人あたりの内訳表示がない）の場合、例えば、1 部屋で 20,000 円の場合、1 人で利用する場合、2 人で利用する場合、5 人以上で利用する場合で一人当たりの単価が異なりますが、どうなりますか？

- (A) この場合、ひとり 5,000 円以上の旅行商品に割引が適用されるため、以下のようになります。
- 1 人利用の場合…割引 5,000 円×1 名で支払額は 15,000 円とクーポン 2,000 円×1 名付与
 - 2 人利用の場合…割引 5,000 円×2 名で支払額は 10,000 円とクーポン 2,000 円×2 名付与
 - 3 人利用の場合…割引 2,500 円×3 名で支払額は 12,500 円とクーポン 2,000 円×3 名付与
 - 4 人利用の場合…割引 2,500 円×4 名で支払額は 10,000 円とクーポン 2,000 円×4 名付与
 - 5 人利用の場合…割引 2,500 円×4 名で支払額は 10,000 円とクーポン 2,000 円×4 名付与
- (参考)5 人以上での利用の場合、4 人利用として割引を適用し 5 人目からは割引及びクーポン付与はありません。

<事業中止・キャンセル料>

- (Q) 事業は中止されることがありますか？
- (A) 感染症の感染拡大に伴い、国の緊急事態宣言や県の外出自粛要請等が出された場合、事業予定期間内であっても、事業を中止または停止する場合があります。
- (Q) 事業が中止された場合、キャンセル料に伴う損害は補填されるのですか？
- (A) 今のところキャンセル料金の損害補填制度はございませんが、補填要請しているところです。
- (Q) 利用予定施設で感染症拡大がみられ業務停止となった場合どうなりますか？
- (A) 当該施設の利用を中止してください。

<対象となる旅行商品等>

- (Q) 日帰り旅行とはどのようなものでしょうか？
- (A) 登録旅行業者等が予約・手配する交通機関（バス<貸切りバスを含む>、ハイヤー、タクシー、船舶、鉄道、レンタカー会社が貸与するレンタカー）を利用し、県内における食事等（観光施設）を予め行程に組み込んだ旅行が対象となります。マイカー利用であっても、県内における食事等（観光施設）を登録旅行業者等が予約・手配していれば対象ですが、マイカーにかかる費用（ガソリン代金・有料道路代金）は旅行代金として扱いません。なお、出発日の当日中に出発地に帰ってくることが条件となります。（前日中に出発し、船中泊又は車内泊する場合も日帰り旅行として扱います。）また、事業における概要書には以下の事項を取り決めしています。
- ※旅行代金において、地域での消費喚起に裨益しないと評価される旅行代金は除きます。また旅行代金を対象の旅行業者が収受しない旅行（現地支払い）も対象外です。
- ※日帰り旅行において、三密回避を目的としたテイクアウトの食事代金は対象とします。

- (Q) マイカーを利用した日帰りのゴルフは助成支援の対象となりますか？
- (A) 対象の旅行業者等が予約手配し、プレイ代金等を旅行業者へ支払いするものについては対象となります。但し、旅行者が直接ゴルフ場へ予約をしたもの、現地で支払う料金については対象になりません。
- (Q) 飲食店での食事をメインとする日帰り旅行は助成支援の対象となりますか？
- (A) 旅行業者が予約手配を行い旅行業者に代金を支払う、食事（昼食・夕食）を目的とした日帰り旅行は助成の対象です。 ※但し以下のものについては、助成支援の対象外とします。
- 夜間に酒類の提供を主たるサービスとする飲食店（居酒屋、バー、スナック等）の利用
 - 公序良俗に反する施設を利用する場合
 - 旅行の定義から逸脱した施設を利用する場合（町内の飲食店を利用する場合等）
 - 旅行業法上の禁止行為とされる手配

- (Q) 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の助成支援の対象となりますか？
- (A) 三重県から旅館業法の許可を受け、「三重県感染防止対策実施中宣言ポスター」の掲出等、感染防止対策を徹底している施設に関しては助成の対象となります。
- (Q) 宿泊施設のデイクース利用は、宿泊代金の助成対象となりますか？
- (A) デイクースは宿泊にあたらなため、対象とはなりません。日帰り旅行としてデイクースを行程内に取り込む場合は日帰り旅行の助成対象となります。
- (Q) キャンピングカーは旅行・宿泊代金の助成の対象となりますか？
- (A) 旅館業法の許可がないため、宿泊割引の対象とはなりません。条件を満たせば日帰り旅行として助成の対象となります。
- (Q) マイカー利用は旅行・宿泊代金の助成支援の対象となりますか？
- (A) マイカー利用にかかる料金(ガソリン代、高速利用料金等)は対象とはなりません。
- (Q) 県境をまたぐ周遊を含む旅行商品は対象となりますか？
- (A) 対象とはなりません。対象旅行に食事や体験等(登録旅行業者が予約・手配したものに限り)を含めることができるのは、施設が県内の場合に限りです。
- (Q) 複数日程の旅行商品で、1日目は県内を周遊・宿泊、2日目は都県境をまたいで周遊する場合、1日目のみ対象となるか。
- (A) 対象とはなりません。全ての行程が三重県内であることが必要です。
- (Q) 事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類等を購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金等、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも助成の対象となるのでしょうか。
- (A) 事前に予約を行っていたもののみが助成の対象となります。例えば、朝食付宿泊プランとして申込を行っていた場合は朝食代金も対象にふくまれますが、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては助成の対象外となります。
- (Q) 事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金の助成の対象になるのでしょうか。
- (A) 事前に旅行会社で予約したツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、事前に予約していたツアー代金に含まれていれば対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。
- (Q) 旅行・宿泊代金を各種ポイントで支払った場合は、どのように助成額を計算しますか。
- (A) 旅行者は、既に元の旅行代金に助成が行われた後の料金を支払うため、支払方法により助成額が変わることはありません。
- (Q) 換金性の高い商品券や自社ポイント、航空マイル付の宿泊プランは助成の対象となりますか？
- (A) 旅行者や宿泊施設が換金性の高い商品券等を付与した宿泊プランなどは助成の対象外です。
※いったん価格を引き上げた上で自社ポイントや航空マイルを多く付与することにより、助成の条件を満たす詐欺的行為が想定されるためです。

(Q) 職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか？

(A) 対象です。但し、県内発、且つ県内を宿泊地・目的地とするものが対象です。また、助成の対象となるのは県内在住の方のみとなります。

(Q) 市職員や県職員等の公費出張は助成の対象となりますか？

(A) 対象となりません。

<教育旅行について>

(Q) 学生の修学旅行、社会見学、遠足などの教育旅行は対象ですか？

(A) 対象となります。但し県内を宿泊地・目的地とするものに限りです。また、教育旅行に限り既存の予約に対しても本事業の適用を可とし、県が実施する他支援(南部支援事業等)との併用も可能といたします。

※教育旅行とは、県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)が学校行事として企画し、校外で実施する修学旅行、遠足、社会見学等のこと。

(Q) 令和3年11月に実施する修学旅行(教育旅行)は対象ですか？

(A) 教育旅行に限り、令和3年12月31日までに実施する旅行が対象になります。また、予約・申請期間についても、10月31日までに延長されました。

(Q) 修学旅行、社会見学、遠足に引率する教職員は対象外ですか？

(A) 対象になります。

<その他>

(Q) 旅行者を対象の旅行商品を申し込む・利用する際に、なにか手続きが必要ですか？

(A) 旅行者が行う申請手続きはありません。助成金の申請手続きはお申し込みの旅行会社が行います。対象の旅行商品の販売価格は既に旅行代金から助成額を割引後の価格になります。なお、予約時と旅行時にそれぞれ住所を確認しますので、現住所の記載のある身分証明書等をご持参ください。

(Q) 各登録旅行業者等は、割り当てられた予算が少なくなってきた場合、旅行の割引額を減額変更してもよいですか。

(A) 変更できません。本事業は宿泊1人1泊当たり2,500円又は5,000円、日帰り1人1回あたり2,500円又は5,000円の定額の支援のため、割引額を独自に設定することは出来ません。また、クーポン付与額の変更も出来ません。

(Q) 割引額や利用回数等の制限はありますか。

(A) 基本的に利用回数に制限はありませんが、宿泊旅行の場合は同一施設での連泊は5泊までとしています。また、同一の旅行者が同一日程で「日帰り旅行」と「宿泊旅行」を重複しての助成は不可です。どちらかの旅行(日帰り又は宿泊旅行)への助成に限ります。

<みえ得トラベル地域応援クーポンについて>

(Q) クーポンはいつからいつまで使えますか？

(A) 旅行開始日から当該事業(キャンペーン)終了日まで利用できます。例えば旅行終了日の翌日であっても利用できます。

(Q) クーポンはどこで使えますか？

(A) 取扱店舗(参加店舗)はチラシ等を掲示しています。また、取扱店(参加店舗)はホームページ上で随時掲載されます。

みえ得トラベル地域応援クーポンホームページ → <https://premium-gift.jp/mie>

(Q) クーポンの金額券面はいくらですか？また、つり銭は受け取れますか？

(A) 券面額は1,000円です。つり銭は出ません。つり銭が出ない理由はつり銭の分消費が少なくなり、消費喚起という事業の趣旨にも合致しないからです。また、消費者が少額の商品を購入した場合、商品券購入額以上の現金が消費者につり銭として戻るため不当な利益を受けること等を防ぐためです。

(Q) 汚損したクーポンの対応は？

(A) 次の条件を満たせば使用できます。・通し番号が確認出来ること ・券面の面積が5分の4以上残っていること ・表面の偽造防止パールインキが残っていること

(Q) 未使用のクーポンの払い戻しは出来ますか？

(A) 出来ません。

(Q) クーポンを使用する際の上限金額はありますか？(合わせて5枚分などまとめて使えるか)

(A) ありません。まとめて使っていただけます。ただし、各取扱店の判断で上限を設定している場合があります。詳細は各店舗にお問い合わせください。

(Q) クーポンは他の商品券や割引券との重複利用は出来ますか？

(A) 重複利用につきましては、各取扱店の判断で条件を設定している場合があります。詳細は各店舗にお問い合わせください。

(Q) たばこ、酒類に使用出来ますか？

(A) たばこには利用できません。酒類には利用可能です。

●その他「みえ得トラベル地域応援クーポン Q&A」 → <https://premium-gift.jp/mie>